

ウィズコロナ市民活動応援事業 Q&A

Q1 この事業の目的は何ですか。

A ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、市民団体等が適切な感染防止対策を講じた上で行う自主活動や地域・社会に貢献する活動を活発化させることを目的としております。

Q2 どのような団体が対象となりますか。

A 次の全てを満たす団体が対象となります。

- ① NPO 法人や市民活動団体、町内（自治）会等の任意団体
- ② 3人以上の構成員を有していること
- ③ 市内に活動拠点を有し、又は市内で主な活動が行われていること
- ④ 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること
- ⑤ 政治的活動、宗教的活動を行う団体ではない

Q3 どのような事業が対象となりますか。

A 次のいずれかに該当する事業が対象となります。

- ① 自主的かつ自発的に取り組み、広く市民が鑑賞または参加できる事業
- ② コロナ禍における市民支援など、地域・社会貢献を目的として実施する事業

ただし、次のいずれにも該当している必要があります。

- ① 法令や公序良俗に反する内容の事業ではない
- ② 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、適切な感染防止対策を実施した上で行われる事業であること

Q4 市外で行う事業も対象となりますか。

A 原則、市内で行われる事業が対象となります。ただし、バス観光ツアー事業などで市民を集い、市外で事業を行う場合については対象となります。

Q5 どんな経費が対象となりますか。

A 原則として、事業を行うために直接負担する経費が対象となります。ただし、次に示す経費は対象となりません。

- ① 団体の経常的な運営にかかる経費や事務所等の維持管理
- ② 他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品購入費（パソコンやカメラなど）
- ③ 団体の飲食にかかる経費や構成員に対する人件費
- ④ 団体が支払ったことが明確ではない経費

Q6 他に補助金の収入がある場合は対象となりませんか。

A 補助金や事業収入がある場合は、対象経費から収入を差し引いた金額が対象経費となります。

※事業収入とは、参加料・入場料、物品等販売の売上金等です。

Q7 補助金額はいくらですか

A 対象となる経費が補助金額となります。ただし対象となる経費が20万円を超える場合は20万円が上限となります。また、1,000円未満の端数については切り捨てとなります。

Q8 申請をする場合、どんな書類が必要となりますか。

A 補助金の交付申請書の他に次の書類を提出していただくことになります。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 会則及び規約
- ④ 役員名簿

Q9 事業の完了後はどんな書類を提出しますか。

A 補助金の実績報告書の他に次の書類を提出していただくことになります。

- ① 事業実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ その他参考資料

Q10 補助金はいつもらえますか。

A 事業完了後に補助金の実績報告を提出し、補助金確定通知書を受けた後に支払われます。確定通知書を受けた申請者は補助金の請求書により、補助金の支払いを請求することになります。